

京都府建設業協会京都支部会員の皆様

府営住宅の空き住戸を利活用しませんか

《利活用例》

- ◎京都市内の大規模団地の活用⇒建設業者様の社宅、寮など
- ◎北中部団地の活用⇒工事期間中の赴任者用中期滞在住宅など
- ◎募集停止団地の活用⇒大学生 DIY 支援、若手職員リノベ実習など

平素は京都府住宅行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

京都府では、府民サービスの向上・施策効果の拡大、府有資産の有効活用や団地コミュニティの活性化を目指し、「京都府府営住宅ストック活用公民連携事業」
として令和4年度から府営住宅の目的外使用による利活用についての提案を募集しております。これまでに、建設業者様の社宅等に利活用いただいているところです。（他に、エッセンシャルワーカー社宅、研究者用住宅、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者用住宅）

この度、国土交通省から「既存公営住宅における有効活用等について（技術的助言）（令和8年6月26日付け国住備第50号）」により「柔軟な目的外使用等について」等の通知があったところです。京都府としましても本通知を踏まえた目的外使用を図ってまいりたいと考えております。

つきましては、既存府営住宅の空き住戸を社宅や寮、大学生リノベ支援、若手職員リノベ実習などに利活用することについて、御提案や興味・関心のある方は、気軽に御連絡いただきますよう御案内いたします。

令和八年七月

京都府建設交通部住宅政策課長

担当
住宅政策課（椋平、千葉）
TEL 075-414-5366
jutaku@pref.kyoto.lg.jp

御説明

- ◎京都市内の大規模団地の活用⇒建設業者様の社宅、寮など
- ◎北中部団地の活用⇒工事期間中の赴任者用中期滞在住宅など

団地例：伏見区（小栗栖西団地、北後藤団地）、西京区（洛西西境谷団地、洛西竹の里団地）、福知山市（小松ヶ丘団地、西佳屋野団地）、舞鶴市（清美ヶ丘団地、京田団地）、京丹後市（角田団地、網野団地）

使用料：月額概ね 6,500～28,000 円程度（新しい棟は 30,000～75,000 円程度）
※営利目的の場合、5 倍となります。減免制度を調整中です。

手続等：応募は随時受け付けます。

応募提案⇒住戸の内見⇒自治会協議⇒使用許可申請⇒（許可⇒）使用開始

注意点：・団地自治会が行う諸活動への協力
・自治会費、共益費及び光熱水費棟の必要経費はご負担いただきます。
・現状有姿での使用許可となりますが、自身のご負担で物件の改修や物品の調達を行っていただくことは可能です。
・使用許可期間は、初年度は許可日から年度末までの 1 年以内。次年度以降は、資格・許可・取り消し要件を確認し、年度単位で更新。

- ◎募集停止団地の活用⇒大学生 DIY 支援、若手職員リノベ実習など

団地例：左京区（岩倉団地）

趣旨等：募集停止中の団地で、今後使用予定の無い住戸の有効活用

若者の自由な発想・デザインを実物住戸で DIY 体験、リノベ工事実習できる

※予算次第ですが、現実的には内装（材料・色・柄等）の組み合わせ程度

※支援制度をご紹介します。使用料減免制度を調整中です。

備考：使用料は日割り（減免も検討）、手続き、注意点等は前述に準じる

①大学生 DIY 支援の例

- ・1 日間：DIY をしたい建築系の大学生と、建設業者が現地調査やミーティング
- ・1～数日間：大学生の DIY を、建設業者が支援（材料、技術指導等）
- ・半日間：大学生と建設業者が、振り返りの交流会

②若手職員リノベ実習の例

- ・1 日間：建設業者の若手職員と講師が現地調査やミーティング
- ・1～数日間：建設業者の若手職員のリノベ工事実習を講師が指導
- ・半日間：建設業者の若手職員と講師の振り返り



写真は、大阪市住まい公社の HP より

京都府府営住宅ストック活用公民連携事業のホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/jutaku/news/press/2023/1/2022-stock-bosyuu.html>